

厚生労働大臣の定める掲載事項

(市川三郷病院)

1・当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて、診療を行っている**保険医療機関**です。

2・**施設現況**

- へき地医療拠点病院（H26.4.1）
- 救急告示病院（H26.4.1）
- 災害支援病院（H26.4.1）
- 結核予防法指定医療機関（H26.4.1）
- 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関（H26.4.1）
- 山梨労災保険指定病院（H26.4.1）
- 生活保護法による医療機関（H26.4.1）
- 協力型臨床研修病院（H26.4.1）
- 病院群輪番制病院
- 山梨県指定自立支援医療機関（H26.4.1）
- 山梨県肝炎治療助成事業指定医療機関(H26.4.1)

3・届出施設基準

項 目	算定開始日
地域一般入院料 1	平成31年4月1日
救急医療管理加算	令和2年5月1日
診療録管理体制加算 2	令和6年4月1日
データ提出加算 1・データ提出加算 3 □	令和6年4月1日
入院時食事療養費 I（食堂加算及び特別食加算含む）	平成26年4月1日
がん性疼痛緩和指導管理料	平成28年7月1日
がん患者指導管理料二	令和3年11月1日
外来腫瘍化学療法診療料2	令和5年3月1日
がん治療連携指導料	平成26年4月1日
医療機器安全管理料 1	平成26年4月1日
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算	令和5年8月1日
BRCA 1/2遺伝子検査	令和3年11月1日
検体検査管理加算（Ⅰ）	平成26年4月1日
ロービジョン検査判断料	平成29年10月1日
CT撮影（16列以上64列未満）及びMRI撮影（1.5テスラ以上3テスラ未満）	平成29年4月1日
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）（初期加算含む）	平成26年4月1日
運動器リハビリテーション料（Ⅱ）（初期加算含む）	平成26年4月1日
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算含む）	平成26年4月1日

3・届出施設基準

項 目	算定開始日
人工腎臓 慢性維持透析を行った場合 1	平成30年4月1日
導入期加算 1	平成30年4月1日
透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	平成26年8月1日
下肢末梢動脈疾患指導管理加算	令和元年7月1日
輸血管理料（Ⅱ）	平成26年4月1日
輸血適正使用加算	平成26年9月1日
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、入院ベースアップ評価料 8 7	令和6年12月1日

4・明細発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行なわれた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

5・入院について

- 入院診療計画・・・医師、看護師の共同により総合的に策定された診療計画が実施されております。
- 院内感染防止対策・・・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等の感染を防止する十分な設備と体制が整備されております。
- 医療安全管理体制・・・医療安全管理体制が整備されております。
- 褥瘡対策・・・・・・・・褥瘡対策につき十分な体制が整備されております。
- 栄養管理体制・・・・栄養管理につき十分な体制が整備されております。

◇入院時食事療養費に係る事項

- 『入院時食事療養費（Ⅰ）』の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。
- 食事療養に伴う衛生は、医療法及び医療法施行規則の基準並びに食品衛生法に定める基準以上のものです。
- 患者様のご希望により、食堂にて食事の提供をさせていただきます。（症状等によりご希望に沿えない場合があります。）
- 原則として、配膳時間及び食事時間は下記のとおりです。

区 分	朝 食	昼 食	夕 食
配 膳 時 間	7時40分～7時55分	11時50分～12時05分	18時00分～18時15分
食 事 時 間	7時55分～8時45分	12時05分～12時55分	18時15分～19時05分

◇入院費算出に係る事項

- 当院の入院医療費は、健康保険法の規定により療養費用を算出し、基本的に出来高方式（投薬、注射、処置、手術、検査、リハビリ等の内容に応じて厚生労働省にて定められた診療点数を基に医療費を算出する方式）で算出いたします。
- * 自費入院（保健資格無効等の場合を含む）の場合は、当院の規程による算出方法にてお支払いいただきます。
- * 患者様又はご家族等の判断により当院入院中に他医療機関を受診される場合には、健康保険等も使用できませんので他医療機関に対して自費にてお支払い下さい。（歯科のみ健康保険使用可能です。）
尚、当院医師の判断により他医療機関を受診される場合は、当院にて診療費負担となりますので、所定の当院書類を他医療機関へご提出いただいた上で受診して下さい。
（ご不明な点は担当看護師にご相談下さい。）

◇看護師配置について

当院では、「地域一般入院料 1」を届出しております。

（3 階病棟）

当病棟では、1 日に5人以上の看護職員(看護師及び准看護師) が勤務しております。

時間帯毎の配置は、次のとおりです。

8:30～16:30：看護職員 1 人当たりの受持ち数は 7 人以内です

16:30～ 0:30 :看護職員 1 人当たりの受持ち数は25人以内です

0:30～ 8:30 :看護職員 1 人当たりの受持ち数は25人以内です

◇保険外負担に関する事項について

○峡南医療センター企業団事業料金徴収条例

https://www.kyonan-mc.jp/reiki/reiki_honbun/u235RG00000058.html

○峡南医療センター企業団事業料金徴収規程

https://www.kyonan-mc.jp/reiki/reiki_honbun/u235RG00000095.html

項目	金額
特別病室 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊	
特別室（１人室） （301～303、305～307、310～313、315～316号室）	¥3,300
特別室（２人室）（308号室）	¥1,650
文書料（１通につき） ＊ ＊ ＊ ＊ ＊	
普通診断書及び証明書	¥2,200
病院様式による診断書	¥2,200
死亡診断書	¥2,200
おむつ証明書	¥2,200
被保険者症状調査書	¥2,200
交通事故警察用診断書	¥3,300
交通事故診断書	¥3,300
特殊診断書	¥3,300

◇保険外負担に関する事項について

項目	金額
交通事故明細書	¥4,400
労働災害保険診断書	¥4,400
身体障害者診断書	¥5,500
生命保険会社診断書	¥5,500
生命保険会社死亡診断書	¥5,500
厚生年金診断書	¥5,500
国民年金診断書	¥5,500
後遺障害診断書	¥5,500
死体検案書	¥16,500
治癒証明書	¥550
通学及び通園証明書	¥550
学校給食アレルギー等証明書	¥550
領収書再発行料（1枚につき）	¥1,100
コピー料（白黒）	¥22
その他*****	
医師面談料（1回）	¥3,300
セカンドオピニオン外来相談料（30分以内）	¥11,000
セカンドオピニオン外来相談料（30分又はその端数を増すごとに）	¥11,000

◇保険外負担に関する事項について

項目	金額
死後の処置料	¥5,500
自由診療診察料（初診）	¥3,300
自由診療診察料（再診）	¥1,100
院内製剤（20%塩化アルミニウム液（125ml））	¥1,650
病衣貸与料（1日につき）	¥88
診察券再発行料	¥330
付添い食（1食につき）	¥550
付添いベッド使用料（1日につき）	¥352
診療情報提供に係る料金 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊	
基本料	¥2,200
開示に伴う医師の説明料（30分以内）	¥5,500
開示に伴う医師の説明料（30分超え1時間以内）	¥11,000
カルテ等コピー料（1枚につき）	¥22
画像複写料（CD-R 1枚につき）	¥2,200
要約書（閲覧のみ）（簡単）	¥5,500
要約書（閲覧のみ）（複雑）	¥11,000
頭皮冷却装置使用料（1回につき）	¥15,000
頭皮冷却装置使用キャップ（1個）	¥1,700

◇保険外負担に関する事項について

項目	金額
予防接種 * * * * *	
水痘	¥7,350
流行性耳下腺炎	¥6,300
インフルエンザ	¥4,000
アクトヒブ	¥7,350
子宮頸がん（サーバリックス、ガーダシル）	¥15,750
子宮頸がん（シルガード9）	¥27,000
プレベナー肺炎球菌	¥10,500
ニューモバックス肺炎球菌	¥8,500
A型肝炎	¥7,800
B型肝炎	¥6,180
破傷風	¥4,000
ポリオ	¥10,000
ロタウイルス	¥16,200
麻疹・風疹	¥11,880
麻疹	¥6,100
風疹	¥6,600
带状疱疹	¥19,800
日本脳炎	¥6,980
髄膜炎菌（4価）	¥23,000
5種混合ワクチン	¥20,500
新型コロナワクチン	¥15,300

○入院期間が180日を越えた日以後の入院基本料に係る選定療養費

「健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法(平成14年厚生労働省告示第81号)の別表第二」に規定する所定点数から控除する点数に10円を乗じて得た額に消費税を加算した額とする。